

國立善通寺病院看護学校建設に伴う埋蔵文化財発掘調査概報 第2冊

旧練兵場遺跡

1998. 3

香川県埋蔵文化財研究会

例　　言

1. 本書は、国立善通寺病院看護学校の建設に伴い発掘調査を実施した、旧練兵場遺跡の調査概要を収録したものである。
2. 調査は、香川県教育委員会文化行政課が調査主体となり、財団法人香川県埋蔵文化財調査センターが調査担当者として実施した。
3. 調査組織は、次のとおりである。

財団法人香川県埋蔵文化財調査センター

総括所	長	大森忠彦
	次長	小野善範
総務参	事	別枝義昭
	副主幹兼係長	田中秀文(平成9年6月1日から)
	係長	前田和也(平成9年5月31日まで)
	主査	西川大
	主事	細川信哉(平成9年6月1日から)
調査参	事	近藤和史
	主任文化財専門員	大山真充
	主任文化財専門員	藤好史郎
	文化財専門員	西岡達哉
	技師	豊島修
	調査技術員	中村文枝

4. 調査にあたっては、次の関係機関から協力を得た。記して謝意を表したい(敬称略)。
国立善通寺病院 大阪府立弥生文化博物館
5. 本書で使用した遺構略号は、次のとおりである。
SB:掘立柱建物跡 SD:溝状遺構 SH:竪穴住居跡
6. 本書の執筆は、西岡、豊島、中村が行い、編集を西岡が行った。

本文目次

例　言

本文目次・挿図目次・写真目次・表目次

第1章 調査に至る経緯	1
第2章 調査の経過	1
第3章 遺構と遺物	5
第4章 まとめ	13
報告書抄録	15

挿図目次

第1図 調査位置図	2
第2図 調査地区割図	2
第3図 遺構配置図	3・4
第4図 遺物実測図	12

写真目次

写真1 SH01検出状態	6
写真2 SH03検出状態	6
写真3 SH07・08検出状態	8
写真4 SB01・02検出状態	9
写真5 SD01遺物出土状態（1）	10
写真6 SD01遺物出土状態（2）	10
写真7 SD03検出状態	11
写真8 SD03遺物出土状態（1）	11
写真9 SD03遺物出土状態（2）	11
写真10 SD03遺物出土状態（3）	11

表目次

第1表 調査工程表	1
-----------	---

第1章 調査に至る経緯

香川県教育委員会と財団法人香川県埋蔵文化財調査センターは、国立善通寺病院の看護学校建設事業に伴って、平成8年10月から平成9年3月までの期間において、同病院敷地内に所在する旧練兵場遺跡の発掘調査を行った。

そして、平成9年度についても、埋蔵文化財包蔵地において事業が継続されることが決定したため、香川県教育委員会は平成9年4月1日付の「埋蔵文化財調査契約書」を、財団法人香川県埋蔵文化財調査センターとの間で締結することにより、調査を同センターに委託したのである。

第2章 調査の経過

調査対象地域は、看護学校宿舎用地(調査用の大区画名は、平成8年度の呼称方法を引き継ぎ、「V区」と呼称する)と、道路用地及び下水管埋設部分(「VI区」と呼称する)の2地区である。

調査にあたっては、本体工事の工程を配慮するとともに、調査による排出土の仮置き場所と作業ヤードを確保するために、V区についてを4小区画(①～④)に分割することに決定した。

さて、現場作業は、平成9年4月1日から準備を開始し、同月8日にV①区の表土掘削作業に着手した。そして、6・7月期に降雨による、航空測量の日程変更が生じた以外は、下表の工程のとおり作業を進行することができ、平成9年9月30日に全ての作業を終了した。

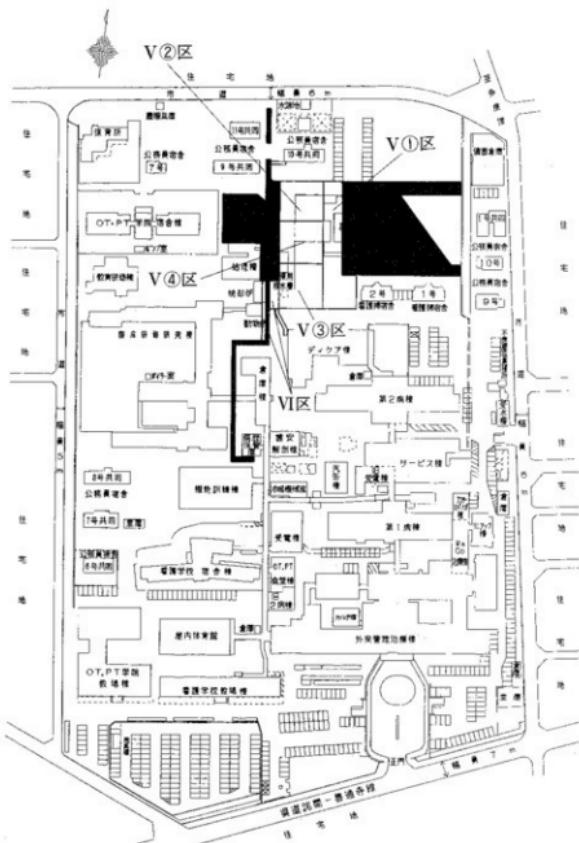
なお、本遺跡から出土した動物形土製品の類例に関する調査を行うために、大阪府立弥生文化博物館に職員を派遣した。

第1表 調査工程表

区画名	4月	5月	6月	7月	8月	9月
V①	準備					
V②		準備				
V③				準備		
V④			準備		準備	
VI						後付け

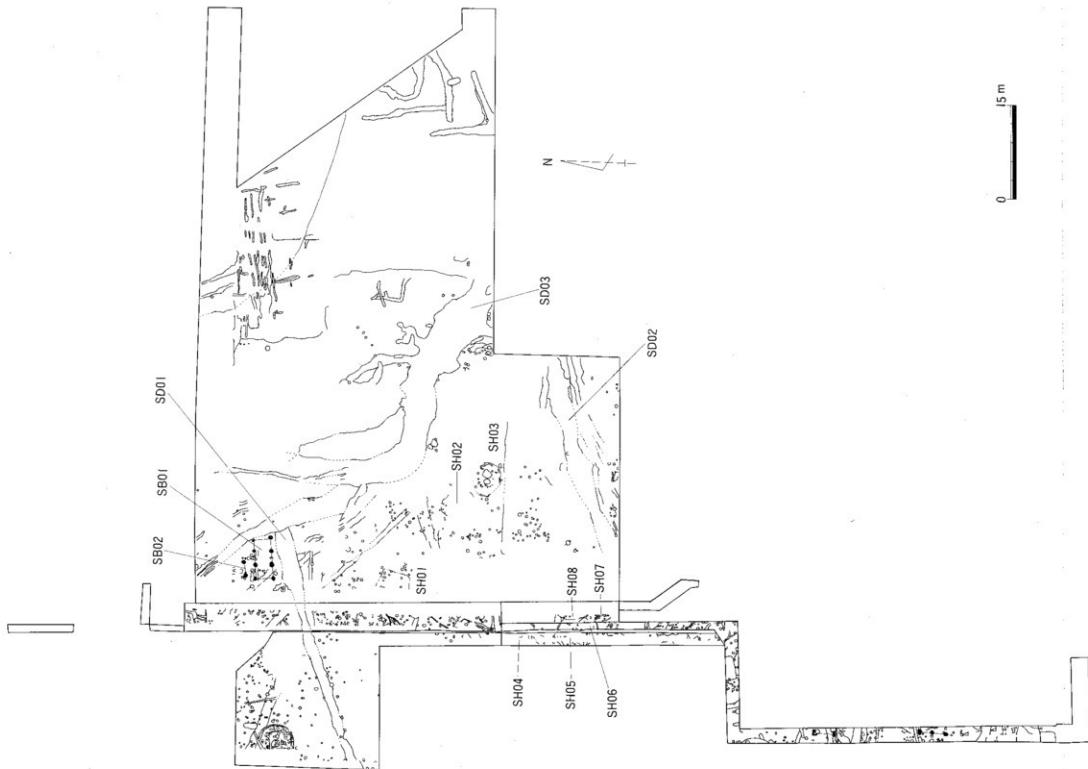


第1図 調査位置図



第2図 調査地区割図（黒塗り部分は平成 8 年度調査範囲）

第3图 污水配管图



第3章 遺構と遺物

第1節 土層序

基本土層序は、全地域において表土層と基盤土層の2種類の層序に大別することができる。

前者は、国立普通寺病院と旧日本陸軍病院の造成土と施設の一部分を主体とするが、両施設建設以前の水田耕作土をも含むことが判明している。

一方後者の大部分は、弱粘性を有する黄灰色系の砂質土によって形成されており、V区東部において粘性が弱くなるとともに、小礫の混入が目立つようになる。これは、平成8年度に調査を行った、看護学校校舎用地（III区）の基盤土の様態に酷似することから、当該地域が基盤土壤の変化点に相当することがわかる。

遺構は、全て基盤土の上面において検出することができた。

第2節 遺構の検出状態

検出した主な遺構には、竪穴住居跡、掘立柱建物跡、柱穴跡、溝状遺構がある。

竪穴住居跡は、V④区西部において3基（SH01～03）、VI区北半部において5基（SH04～08）を確認することができるが、VI区については、調査範囲が狭小なために、検出することができた部位が少なく、全体像を明らかにすることができた遺構は少ない。しかしながら、後述のとおり、V区の一定範囲内に集中する柱穴跡について、竪穴住居跡の主柱穴を構成していたことを想定し得るのであるならば、同遺構の数は増加する可能性があることを考慮しなければならない。

掘立柱建物跡は、V②区西北部において、大型の柱穴跡により構成された2棟（SB01, 02）の遺構を復元しているが、SB02の全体像は明らかではない。また、今後の図上復元作業により、同遺構の数が増加することは確実であると考えている。

柱穴跡は、V区西半部とVI区に集中する状態が認められるが、これは当該地域が微高地上の居住空間に相当するためであると考えることができる。なお、同遺構の検出状態については、散漫に分布することなく、小規模範囲内に包括されることにより、小群を形成することから、竪穴住居跡の床面以上の部位を失った状態を示すことが推測できるのである。

溝状遺構については、V③区南部の遺構群を除いて、V区西半部とVI区の微高地上を中心として分布することがわかる。

第3節 遺構と遺物

1 竪穴住居跡

SH01

(1) 形態と規模

V区の西端部において検出した。遺構の西半部分が下水管の埋設工事による破壊を被っているが、原形は不整な正方形の平面形態を呈していたことは容易に推測することができる。

規模については、完存する東壁面の長さが440cm、検出面から床面までの深さが30cmを測る。

(2) 構造

主柱穴を構成していたことが推測できる遺構は、床面の東半部分の南北の位置に配置された2基

の柱穴跡である。

また、床面の上位に層厚約10cmの充填土を確認することができたことから、貼床構造を有していたことが判明している。

なお、壁溝は北・東・南壁面に近接する位置において検出した。

(3) 遺物の遺存状態

南壁面に接する位置において、2個体分の鉢形土器が旧状を留めた状態で出土している。

また、埋土中からは壺形土器、鉢形土器、高杯形土器の小片、サヌカイト製打製石鐵、サヌカイト剝片が出土している。

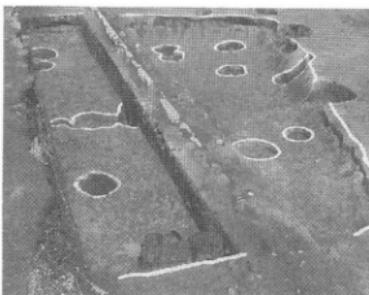


写真1 SH01 検出状態

SH02

(1) 形態と規模

V区の中央部において検出した遺構である。廃棄物の埋め立て工事により、遺構の大部分が破壊されているために、原形は判然としない。しかしながら、残存する東・南壁面から復元すると、平面形態はやや歪んだ円形を呈していたことが推測できる。

規模については、検出面から床面までの深さが8~20cmであり、長径は約480cmを復元することができる。

(2) 構造

床面北部に深さ40cmの土坑が存在する以外は、柱穴跡を検出することができなかった。

壁溝は床面の北東部にわずかに遺存する。

(3) 遺物の遺存状態

遺物は全く採取することができなかった。

SH03

(1) 形態と規模

SH02の東南方約6.5mの地点で検出された遺構である。北東部が後世の水田耕作により破壊されているが、平面形態は扁平な円形を呈していることがわかる。規模は、東西径520cm、南北復元径420cm、検出面から床面までの深さ20~30cmを測る。

(2) 構造

床面中央部の東方に、木炭灰が堆積する炉跡が認められ、それに近接する位置に、木炭灰を撒き入れたと考えられる浅い土坑を

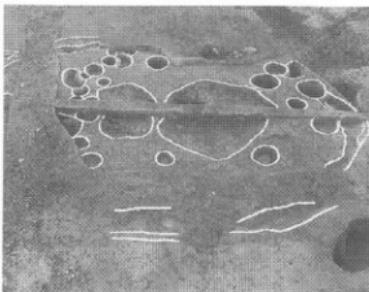


写真2 SH03 検出状態

2基検出することができた。

主柱穴は、炉跡を中心として、ほぼ正方形に配置されており、柱間距離は約210cmを測る。

壁面に平行する位置に、浅い壁溝が存在しており、全局することが想定できる。

なお、床面上位に基盤土が混入した層厚約7cmの充填土が存在し、その上位において柱穴跡が検出されていることから、貼床構造を有していたことがわかる。

(3) 遺物の遺存状態

埋土からは、壺形土器、甕形土器、高杯形土器の小片が多数出土しているが、集積する状態は確認できなかった。また炭化木材を採取したが、床面全体への拡がりではなく、焼失家屋とは認定できない。

その他の遺物としては、鉄鏃1点、不明鉄製品1点、サヌカイト剝片2点がある。

また、貼床の充填土から、甕形土器、サヌカイト製打製石鏃が出土している。

SH04

(1) 形態と規模

VI区の北端部で検出された遺構である。遺存する部位はわずかであるが、平面形態は円形を呈すると考えられる。

検出面から床面までの深さは20cmである。

(2) 構造

柱穴跡を2基検出したが、主柱穴を構成するか否かは不明である。

(3) 遺物の遺存状態

床面の上位に、甕形土器の1個体分が集中して遺存する状態を認めた。

また、柱穴跡からは線刻画のある弥生土器1点、サヌカイト剝片1点が出土している。

SH05

(1) 形態と規模

VI区において、SH04の南方約6mの位置に所在する。検出した部位はわずかであるが、平面形態は方形を呈することがわかる。

全体規模は、南・北壁面の規模から復元すると、長軸長約410cm、短軸長約190cmとなり、検出面から床面までの深さは10cmを測る。

(2) 構造

柱穴跡を8基検出しているが、主柱穴を構成する柱穴跡は確認できない。

また、壁面に平行した位置に壁溝が存在する。

(3) 遺物の遺存状態

埋土からは、壺形土器の口縁部1点、サヌカイト剝片2点が出土している。

また、壁溝からは高杯形土器の脚部1点、柱穴跡からは壺形土器の口縁部1点と弥生土器の小片が出土している。

SH06

(1) 形態と規模

VII区において、SH05の東南方約0.8mの位置に隣接する。検出した部位はごくわずかであるが、平成8年度調査で検出されたIV区の竪穴住居跡の西半部の延長部分であることが判明した。

平面形態は、平成8年度調査部分と併せて、円形を呈することがわかる。

規模は、直径約600cm、検出面から床面までの深さ約10cmを測る。

(2) 構造

平成8年度調査部分と本年度調査部分の柱穴跡を併せて、8基の柱穴跡を検出したが、主柱穴を構成するか否かは不明である。

床面中央部に深さ約10cm、復元径100cmの土坑を検出したが、使途については不明である。

なお、壁面に平行した位置に壁溝が存在する。

(3) 遺物の遺存状態

出土遺物は、壺形土器、高杯形土器以外に、弥生土器の小片を多数採取することができた。

また、不規則に穿孔された用途不明の土製品6点、不

明打製石器1点、サヌカイト剝片6点が出土している。

SH07

(1) 形態と規模

VII区において、平成8年度調査において検出した住居跡に接する位置に所在する。調査範囲が狭小であるために全体像は明らかではないが、平面形態は方形を呈すると考えられる。

規模については判然としない。

(2) 構造

柱穴跡は11基を検出しているが、主柱穴の構成は明らかにできていない。

南壁面に接する位置に壁溝が存在する。

(3) 遺物の遺存状態

遺物は、柱穴跡から弥生土器の小片多数と、壺形土器の頸部1点がある。

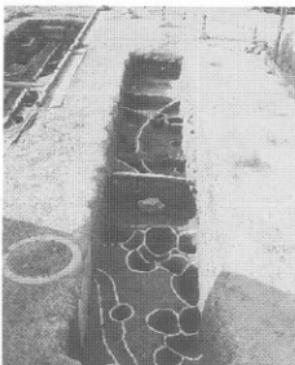


写真3 SH07-08 検出状態

SH08

(1) 形態と規模

VII区において、SH07の北方に近接する位置に所在する。

平面形態は、円形を呈しており、規模については、直径が約550cm、検出面から床面までの深さが約20cmを復元することができる。

(2) 構造

検出した範囲が狭小であるために、柱穴跡2基を検出することができたのみであり、主柱穴の構成を復元することはできない。

(3) 遺物の遺存状態

埋土から、壺形土器の口縁部、サヌカイト製打製石庖丁、サヌカイト剝片が出土している。

2 挖立柱建物跡

SB01

V区の北西部において検出した。

現存する規模は、梁間1間(280cm)、桁行3間(660cm)であり、建物の主軸方位は南北方向であることがわかる。

柱穴跡は、円形の平面形態を呈しており、平均規模が直径約50cm、深さ約36cmを測ることができる。

柱材については、柱痕の形態から、直径約20cmの柱材を想定している。

出土遺物には、少數の弥生土器の小片と壺形土器の口縁部がある。

SB02

SB01の北方約0.7mの位置に所在し、2基の柱穴跡のみを検出することができた。これらは東西方向に配列されており、その延長線上と南北方向に関連する構造を検出することができなかつたことから、原形は北方向に1間分の構造を有していたながらも、下水管の埋設工事により、北列を失ったことが考えられる。したがって、建物の主軸方位は、SB01のそれに平行する方向性を示していたことが推察できるのである。

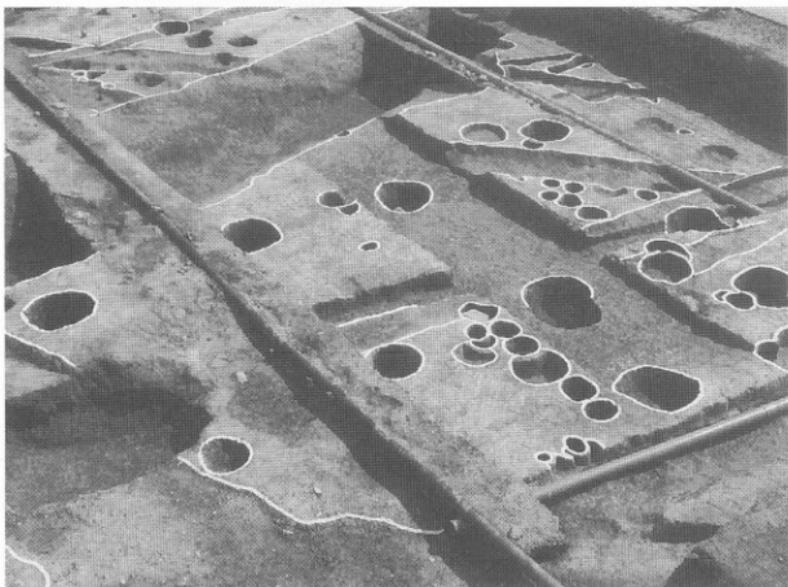


写真4 SB01・02 検出状態

柱穴跡は、ほぼ円形の平面形態を呈し、規模は直径約70cm、深さ約40cmを測ることができる。また、柱材については、柱痕の形態から、直径約26cmの柱材を想定している。

出土遺物には、サヌカイト製打製石庖丁1点がある。

3 溝状遺構

SD01

V区において、直線状の平面形態を呈する流路遺構である。平成8年度調査のI、II区において検出された流路遺構の東側延長部であることが確認されている。

規模は、延長約10m（総延長30m）、最大幅260cm、深さ88cmであり、横断面の形態はU字形を呈する。

そして、本遺構の中心軸の方向性は、当該地域に認められる方格地割の東西軸のそれに合致することが判明している。

主な出土遺物には、土師器皿・椀、和泉型瓦器皿・椀、平瓦、中国産青磁、同白磁があるが、弥生土器、磨製石斧の混入がみられる。



写真5 SD01 遺物出土状態(1)

SD02

V区南部に所在し、直線状の平面形態を呈する流路遺構である。

SD01と約51mの間隔を保ち、東西方向に並行することが確認されている。規模は、総延長約30m、最大幅270cm、深さ72cmを測る。また、横断面の形態はU字形を呈する。

主な遺物としては、土師器椀、綠釉陶器椀、黒色土器椀、平瓦、移動式竈のひさし部、槍先形鉄製品、動物の歯がある。



写真6 SD01 遺物出土状態(2)

SD03

V区の北東部において、東西方向から南北方向へと流路を転じている流路遺構である。平成8年度調査のIII区で検出された流路遺構の西側延長部分であることが確認された。規模は、延長約41m（総延長約59m）、最大幅約400cm、深さ60cmを測る。

本遺構からは、夥しい数量の弥生土器を主体とする遺物が出土しており、出土位置が流路の西半部分に極端に偏ることが認められた。この点については、集落が流路の西方に展開することに起因すると考えることができる。



写真7 SD03検出状態



写真8 SD03遺物出土状態(1)



写真9 SD03遺物出土状態(2)



写真10 SD03遺物出土状態(3)

4 出土遺物

2年間にわたる調査の結果、採取した遺物の数量は、容量20リットルの遺物箱364箱分(平成8年度調査152箱、平成9年度調査212箱)に相当しており、このうち、大多数は弥生時代中期後半から同後期に至る時期の弥生土器であることがわかる。

そして、特に多くの遺物が遺存していた遺構としては、SD03をあげることができ、人為的に廃棄された状態を示す遺物が良好に遺存することが判明している。

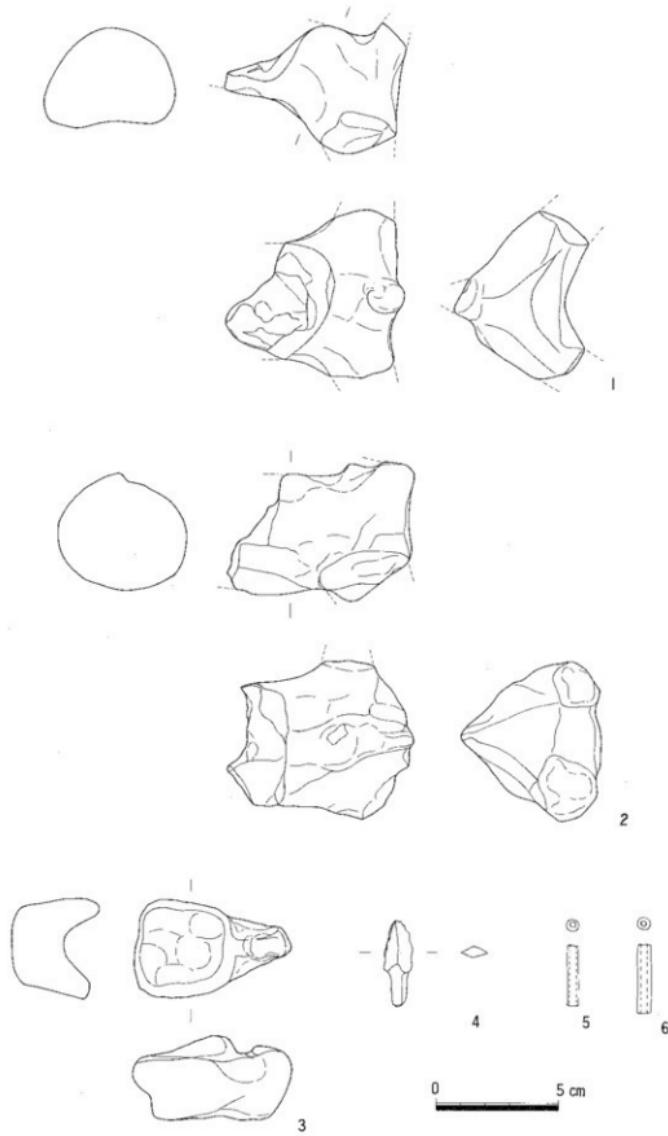
そこで、以下においては、同遺構の土器群中に包蔵されていた稀少な資料である、動物形土製品(第4図1、2)、匙形土製品(3)、銅鐵(4)、管玉(5、6)について報告しておきたい。

まず1、2は、いずれも頭部と2肢が欠損しているために、モチーフを特定することが困難な資料である。しかしながら、前者については、太い尻尾状の突起が臀部の高い位置に造り出されていることと、腹部が大きく内湾する形態を示すことにより、イヌの特徴を示すことが考えられるのである。

次に3は、小型の粗製品であることと、浅い形態を有することから、非実用的な模造品であると考えたい。

4については、小型品であることから、殺傷力に欠けることが推測できる。

5、6は、いわゆる碧玉製品であり、細い形態を示す点が特徴である。



第4図 遺物実測図

第4章 まとめ

第1節 集落跡について

竪穴住居跡と掘立柱建物跡を主体とする集落遺構は、調査対象地域の西・南部に集中することが明らかになった。これは、当該地域が微高地形の東縁辺部分に相当するとともに、対象地域の東半部分が自然河川による開削を繰り返したために、居住空間としての利用の開始が遅れたことによると考えている。

そして、集落跡の範囲については、国立善通寺病院敷地内西部の保育所、研修棟等の建設工事に伴う事前調査においても、相当数の竪穴住居跡が検出されていることを考慮すると、同病院敷地の西・南半部分の広域に及ぶことは容易に推測することができるである。

さて、平成8・9年度調査により、検出することができた竪穴住居跡は24基（図上復元遺構を含む）、掘立柱建物跡は5棟である。前者については、平面形態の差異により、2種類に大別することができ、方形の形態を呈する遺構が、円形の形態を呈する遺構の上位に重複する状態が看取できるとともに、弥生時代中期後半から古墳時代前期初頭頃の遺物が遺存することから、集落が複数の時期にわたって継続的に営まれたことを知り得るのである。

また後者は、大型の柱穴跡を有することと、大型の柱材が使用されていた点に特徴をみることができ。そして、検出位置により、集落の縁辺部に相当する遺構（SB01・02）と、集落内部に包括される遺構（平成8年度調査遺構）に分別し得ることから、建物の使途が異なることを想定することが必要であると考えられる。

ところで、從前から旧練兵場遺跡における弥生時代の集落範囲については、国立善通寺病院と四国農業試験場の敷地全域を含む東西約1,000m、南北約500mの広域に及ぶことが指摘してきた経緯がある。ところが、上記のとおり、集落跡の東部に最大幅45m以上の自然河川跡が存在し、居住域が断絶することが判明したことから、集落の想定範囲が複数の集落跡の集合体の範囲を示す可能性を指摘することができると考えている。

第2節 大型掘立柱建物跡について

本書において「大型掘立柱建物跡」と報告する遺構は、柱穴跡の直径が50cm以上を測り、直径20cm以上の柱材が使用されていたことが想定できる建物跡を指し、桁行と梁行がともに1間構造を有する遺構（SB01）と、梁行1間にに対して、桁行が複数の柱間構造を有する遺構（SB02）に分類することができる。

そして、同遺構については、柱穴跡の規模と柱材の大きさが他を圧倒しているために、堅固な高床構造を有していたことが推察できるのであるが、とりわけ、前者については、後者に比して簡単な構造である反面、大きい柱材が使用されていることから、床面の強化よりも、むしろ高層の上部構造を支えることを目的としていたことが想定できるのである。

さて、前述のとおり、本遺構は集落内部とその縁辺部に分離して所在するが、各地点において集合する状態をみることができる。すなわち、竪穴住居跡の集合部分を主要な居住空間として設定したのに対して、異質の建物群を他所に集合させることにより、各施設の占用場所を明瞭に区別した意図が看取できるのである。したがって、同遺構の使途については、日常の居住施設とは完全に異なることは明らかであり、しかも竪穴住居跡に比して出現頻度が低いことから、共同利用の倉庫様の施設の可能性を考えたいが、構造面において2者が併存することを考慮すると、相互に異なる使途を検討することが必要と

なるのである。

第3節 「環濠状遺構」について

SD03については、同遺構の東方において居住遺構を全く検出することができなかったことから、集落跡の東限を明確にしていることがわかる。しかも、遺構の規模が最大幅で約400cm、深さは上位の滅失部分を復元すると約150cmに及ぶことから、その存在により、集落を周辺地域から隔離することも可能になつたことが推測できるのである。

そこで、本書においては、本遺構がいわゆる「環濠」的な機能を有することを考慮することにより、「環濠状遺構」と仮称することにしたいが、遺跡全体に対する調査面積の比率が極めて小さいために、本遺構が完全に集落跡を周回するか否かについては、慎重に結論を下すことが必要であることを念頭に入れての上の仮説であることを断っておきたい。

さて、「環濠」についての定義は、必ずしも確固としていない実状があるが、近年は、本来の戦闘時ににおける防護施設のみを指す意見以外に、集落の範囲を明確にするための区画施設をも含むとする見解が並立している⁽¹⁾。

したがって、これらの見解に基づくならば、本遺構はその形態的特徴において、前者を目的として開削されたことは考え難く、むしろ後者の機能を主要な目的としていたことが考えられるのである。そして、この点については、開削時期が集落東方の河川の埋積時期に一致する事実が判明していることにより、間断なく集落の範囲を明らかにしようとした意図からも傍証することができると言えている。

第4節 条里型溝状遺構について

既に述べたとおり、SD01とSD02については、極めて正確に直線的に開削されていることと、規模が最大幅260～270cm、深さ72～88cmの大型である点において特徴的である。さらに、各遺構の上位部分が損傷していることと、併存した遺構が存在しないか、あるいは後世の開削により滅失する程度の小規模であったことを考慮するならば、それらの威容が当該地域において他を圧倒していたことは容易に想像することができる。

ところで、これらの遺構については、両者が約51mの間隔を保ちつつ、平行に開削されている点と、各々の方向性が現在の善通寺市域の広範囲において認められる方格地割の東西軸の主軸方位に合致する点に注意したい。特に、現存する地割については、從前からいわゆる条里遺構の影響下に成立したことが指摘されてきた経緯があり、近年の金田章裕、高橋昌明氏などによる、より詳細な条里プランの復元作業⁽²⁾によても、若干の誤差を含みながらも裏付けが得られる結果が提示されていることから、本遺構群が条里プランの一構成要素となる可能性を考える必要があるのである。

さらに、金田、高橋両氏によると、当該調査地域は、多度郡四条八里十三坪あるいは十四坪に相当し、SD02の検出地点が、同十一坪あるいは十二坪の坪界に接する事実を知ることができることも報告しておきたい。

註(1) 原口正三「濠と土塁」『弥生文化の研究』7、1986

(2) 金田章裕「条里と村落生活」『香川県史 第1巻』1988 高橋昌明「地方寺院の中世的展開」『絵図にみる莊園の世界』

報告書抄録

ふりがな	きゅうれんべいじょういせき							
書名	旧練兵場遺跡							
副書名								
卷次								
シリーズ名	国立善通寺病院看護学校建設に伴う埋蔵文化財発掘調査概報							
シリーズ番号	第2冊							
編著者名	西岡達哉 豊島修 中村文枝							
編集機関	徳島県埋蔵文化財調査センター							
所在地	〒762-0024 香川県坂出市府中町南谷5004-1 TEL 0877-48-2191							
発行年月日	西暦1998年3月31日							
所収遺跡名 ふりがな	所在地 ふりがな	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積 m ²	調査原因
		市町村	遺跡番号					
旧練兵場 遺跡	香川県 善通寺市 仙遊町	37341		34°13'29"	133°46'30"	平成9年 4月1日 ～ 平成9年 9月30日	3,000m ²	国立善通 寺病院看 護学校建 設
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物		特記事項		
旧練兵場 遺跡	集落跡	新石器時代後期 古代後期～中世前期	堅穴住居跡 掘立柱建物跡 柱穴跡 溝状遺構 溝状遺構	弥生土器 匙形土製品 動物形土製品 打製石器 銅鏡 管玉 土師器 須恵器 瓦器 青磁 平瓦				

国立善通寺病院看護学校建設に伴う埋蔵文化財発掘調査概報 第2冊

旧練兵場遺跡

1998年3月31日

編集 財團法人 香川県埋蔵文化財調査センター

発行 香川県埋蔵文化財研究会

印刷 セキ株式会社

本書は、版権者の許可を得て香川県埋蔵文化財研究会が発行
したものである。